

平成27年度 地方本部事業実施計画書

業 務	実施形態			実 施 内 容
	単	共	委	
I 公益目的事業				
1. 苦情相談・苦情解決業務	○			<p>① 不動産無料相談所は、宅建協会と共同して山形県不動産会館で月8回実施する。また、県内11地区毎に月1回実施する。</p> <p>② 相談業務役職員研修会を、宅建協会と共同して実施する。</p> <p>③ 相談業務の適正運営を図るため、宅建協会と共同して相談業務委員会を年5回実施する。</p> <p>④ 相談業務の適正運営を図るため、山形県及び関係行政機関との意見交換会を実施する。</p> <p>⑤ 苦情申出案件等について弁護士等に依頼し調査・資料収集する。</p> <p>⑥ 苦情解決業務の適正運営を図るため、苦情解決業務委員会を年1回実施する。</p> <p>⑦ 弁済移管案件に係る書類の徴求及び事情聴取等を行い、中央本部へ関係書類を回付する。</p>
2. 研修業務・情報提供業務	○			<p>(1) 研修業務</p> <p>① 研修業務の適正運営を図るため、宅建協会と共同して研修業務委員会を年3回実施する。</p> <p>② 免許業者の従業者等を対象とした研修会を、宅建協会と共同して年6回実施する。</p> <p>③ 新規免許取得者の従業者等を対象とした研修会を、宅建協会と共同して年1回実施する。</p> <p>(2) 情報提供業務</p> <p>④ 宅建協会と共同して、一般消費者向け広報誌「やまがたハトマーク通信」による情報提供を年4回実施する。</p>
3. 弁済・手付金等保管・手付保証業務	○			<p>① 弁済業務保証金分担金の預かり・返還業務を入会者・退会者に対し適正に実施する。</p> <p>② 弁済金の還付等の手続きを適正に実施する。</p> <p>③ 求償債権の情報収集及び回収業務について適正に実施する。</p> <p>④ 手付金等保管業務・手付金保証業務を適正に実施する。</p>
4. その他				<p>① 公益目的事業担当職員として、出向契約に基づき宅建協会職員5名置く。</p>

業 務	実施形態			実 施 内 容												
	単	共	委													
II 管理業務																
1. 会員管理	○			<p>① 宅地建物取引業法第64条の16第1項に規定されている「社員の加入計画」について、前年度の実績と業界の実情等を考慮して次のとおり計画する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>主たる事務所</th> <th>従たる事務所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間入会者見込</td> <td>10</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>年間退会者見込</td> <td>20</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>年度末会員見込</td> <td>621</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table>		主たる事務所	従たる事務所	年間入会者見込	10	0	年間退会者見込	20	0	年度末会員見込	621	36
	主たる事務所	従たる事務所														
年間入会者見込	10	0														
年間退会者見込	20	0														
年度末会員見込	621	36														
	○			② 入会窓口業務は、入会業務委託契約書に基づき宅建協会に委託して実施する。												
	○			③ 入会審査業務の適正運営を図るため、入会審査会を年10回実施する。												
	○			④ 退会業務は、山形本部で実施する。												
	○			⑤ 会費徴収業務は、会費徴収事務委託契約書に基づき宅建協会に委託して実施する。												
2. 広報業務	○			① 宅建協会と共同して、広報誌「ワイドパートナーやまがた」の発行を年2回行う。												
3. 総務	○			<p>① 地方本部の適正運営を図るため、幹事会を年6回、地方本部総会を年1回、常任幹事会を年6回、監査会を年4回実施する。</p> <p>② 総務業務の適正運営を図るため、総務委員会を年7回実施する。</p> <p>③ 山形県不動産会館の一部を事務室賃貸借契約書に基づき賃借し、山形本部の事務所とする。</p> <p>④ その他管理業務に関する費用については、宅建協会と合理的な按分で支出する。</p>												
4. 財務	○			① 財務の適正運営を図るため、財務委員会を年3回実施する。												
5. その他	○			① 管理業務担当職員として、出向契約に基づき宅建協会職員5名を置く。												